区民生活委員会資料
令和７年６月６日
区民生活部区民課

# 戸籍等への氏名の振り仮名記載に係る対応について

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）等が改正され、令和７年５月 26 日から戸籍等の記載事項に「氏名の振り仮名（以下「振り仮名」という。）」が追加されることについて、以下のとおり区の対応を報告します。

## １ 戸籍の振り仮名が記載されるまでの流れ

（１）本籍地の区市町村長による戸籍の振り仮名の通知
本籍地の区市町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が郵送で通知される。

（２）戸籍の振り仮名の届出（令和７年５月 26 日～８年５月 25 日）
（１）で通知された振り仮名が認識と異なる場合などは、振り仮名を届け出る。区市町村長は審査後、戸籍に振り仮名を記載する。

（３）区市町村長による戸籍の振り仮名の記載（市町村長記録）
（２）の届出がなかった場合、区市町村長は（１）で通知した振り仮名を令和８年５月 26 日以降に順次戸籍に記載する。

なお、令和７年５月 26 日以降、初めて戸籍に記載される者については、上記の手続きによらず戸籍の届出時に振り仮名を届け出る。

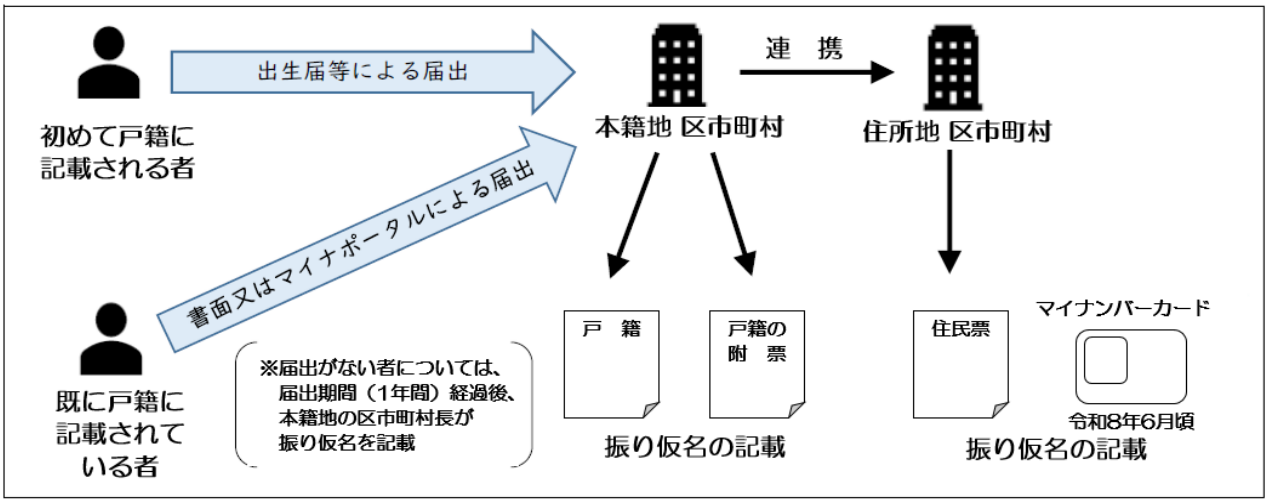


## ２ 区の対応

戸籍の振り仮名の記載開始に当たり、以下の対応を実施する。

（１）戸籍の振り仮名の通知送付
杉並区に本籍のある者（約 53 万人）に対し、令和７年７月下旬までに戸籍に記載する予定の振り仮名の通知を送付（約 27 万通）

（２）戸籍の振り仮名の届出受付
マイナポータル、郵送で届出を受け付けるほか、区役所戸籍係窓口（通知発送後２か月間と届出期間終了直前の令和８年５月に、区役所東棟２階に臨時窓口を設置）及び区民事務所で受付

（３）周知及び問合せへの対応
広報すぎなみ（５/15 号及び７/15 号）、区公式ホームページ（４月１日から）等で届出方法等について周知。また、区民等からの問い合わせに対応するため、令和７年５月 26 日から専用の区コールセンターを開設

## ３ その他

（１）住民票等への振り仮名の記載

戸籍に記載された振り仮名は、戸籍の附票に記載される。また、市町村間の連携により本籍地から住所地へ通知され、住民票に記載される。

なお、令和８年６月頃からマイナンバーカードへ振り仮名を記載する。

（２）旧氏の振り仮名

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）が改正され、令和７年５月 26 日から住民票の記載事項である旧氏についても「旧氏の振り仮名」が追加される。

これに伴い、杉並区の住民票に旧氏が記載されている者に対し、住民票に記載予定の旧氏の振り仮名の通知を令和７年５月末に送付した（約 2,200 通）。

## ４ 主なスケジュール（予定）

| | |
|---|---|
| 令和７年７月下旬 | 振り仮名の通知送付<br>臨時窓口開設（通知発送後２か月間） |
| 令和８年５月１日～25 日 | 臨時窓口開設 |
| 26 日以降 | 届出がなかった者について順次、戸籍の振り仮名の記載開始（市町村長記録） |
| ６月頃 | マイナンバーカードへの振り仮名記載開始 |